

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外
令和4年4月26日

主要目次

○ 千葉県海区漁業計画の内容等

告

示

千葉県告示第二百三十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十二条第一項の規定により千葉県海区漁場計画を定めたので、千葉県海区漁場計画の内容及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和四年四月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一 千葉県海区漁場計画の内容

一 漁業権に関する事項

その一

- 1 公示番号 短共第一号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・〇九八一秒の点
 - イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点
 - ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
おごりの漁業	漁業	一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

- もがい漁業
- はまぐり漁業
- あさり漁業
- ばかがい漁業
- しおふき漁業
- ほんびのすがい漁業
- えむし漁業

第二種共同漁業

雑魚固定式さし網漁業

- 5 存続期間 令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 市川市
- 7 条件 なし

その二

- 1 公示番号 短共第二号
- 2 漁場の位置 船橋市地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
 - イ 北緯三五度三七分四三・七八七三秒、東経一三九度五七分三八・六五五六秒の点
 - ウ 北緯三五度三八分三・二五一〇秒、東経一三九度五八分三一・九四八七秒の点
 - エ 北緯三五度四〇分四・三四四六秒、東経一三九度五七分三・六三五九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

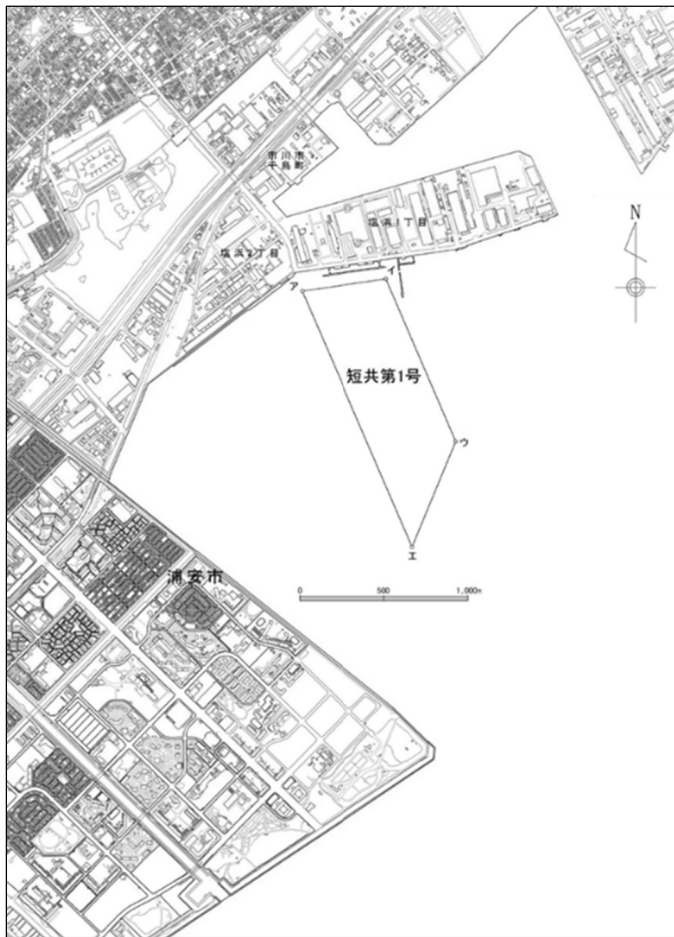
漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりの漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがい漁業	"
	かき漁業	"
	はまぐり漁業	"
	あさり漁業	"
	ばかがい漁業	"
	しおふき漁業	"
	ほんびのすがい漁業	"
	えむし漁業	"
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

その四	7 条件 なし	6 関係地区 船橋市	5 存続期間 令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで	第二種共同漁業 雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで	漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
						第一種共同漁業	おごのり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " "	

その五	5 存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで	第一種区画漁業 のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで	漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
				第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで	

6	個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権
7	関係地区	市川市
8	条件	なし
その六		
1	公示番号	短区第三号
2	漁場の位置	市川市本行徳地先
3	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア	北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒	の点
イ	北緯三五度四〇分二九・五六九八秒、東経一三九度五六分四〇・七七三六秒	の点
ウ	北緯三五度四〇分三二・三一二七秒、東経一三九度五六分四六・九二五八秒	の点
エ	北緯三五度四〇分四〇・九二七七秒、東経一三九度五六分四一・四五二四秒	の点
4	漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	
第一種区画漁業	のり養殖業	漁業の名称 漁業時期 八月二十日から翌年四月三十日まで
5	存続期間	令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで
6	個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権
7	関係地区	市川市
8	条件	なし
その七		
1	公示番号	短区第四号
2	漁場の位置	市川市本行徳地先
3	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア	北緯三五度四〇分四二・二一二九秒、東経一三九度五六分三五・六五八四秒	の点
イ	北緯三五度四〇分四三・八八四二秒、東経一三九度五六分三九・五三一六秒	の点
ウ	北緯三五度四〇分五三・二四六六秒、東経一三九度五六分三三・三一六二秒	の点
エ	北緯三五度四〇分五一・六二四四秒、東経一三九度五六分二九・四八九九秒	の点

4	漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から十二月三十一日まで
5	存続期間	令和四年八月二十日から十二月三十一日まで
6	個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権
7	関係地区	市川市
8	条件	なし
その九		
1	公示番号	短区第六号
2	漁場の位置	市川市高谷新町地先
3	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア	北緯三五度四〇分五二・七三七三秒、東経一三九度五六分四七・三六二八秒	の点
イ	北緯三五度四〇分五〇・七〇七九秒、東経一三九度五六分四四・七八八八秒	の点
4	漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から十二月三十一日まで
5	存続期間	令和四年八月二十日から十二月三十一日まで
6	個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権
7	関係地区	市川市
8	条件	なし
その八		
1	公示番号	短区第五号
2	漁場の位置	市川市高谷新町地先
3	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア	北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒	の点
イ	北緯三五度四〇分三八・三三三二秒、東経一三九度五六分五二・七〇二九秒	の点
ウ	北緯三五度四〇分二一・二九三七秒、東経一三九度五七分四・二八〇五秒	の点
エ	北緯三五度四〇分二二・五七九九秒、東経一三九度五七分七・二五九六秒	の点



1 短共第一号

二 漁場図

当該意見を踏まえて千葉県漁場計画の案のとおり千葉県漁場計画を定めることとした。

2 当該意見の処理の結果

1 意見の概要

原案に異議なし

及び当該意見の処理の結果

第二 漁業法施行規則第二十四条各号に掲げる事項

一 漁業法第六十四条第四項の規定により聴いた千葉県漁業調整委員会の意見の概要

二 保全沿岸漁場に関する事項

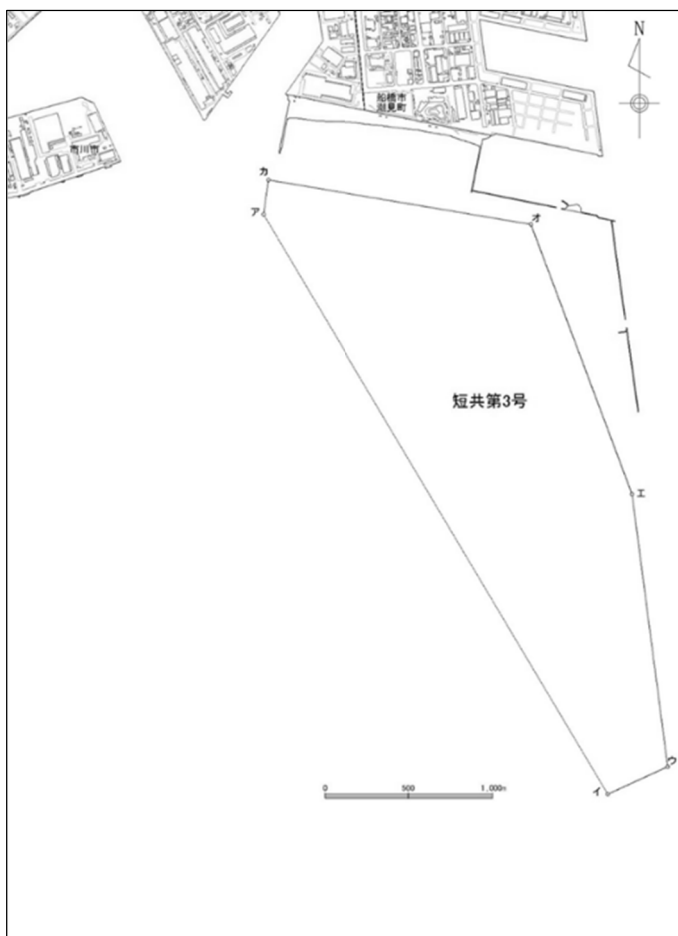
備考 3 漁場の区域に示す緯度経度は、全て世界測地系表示とする。

8 条件 なし

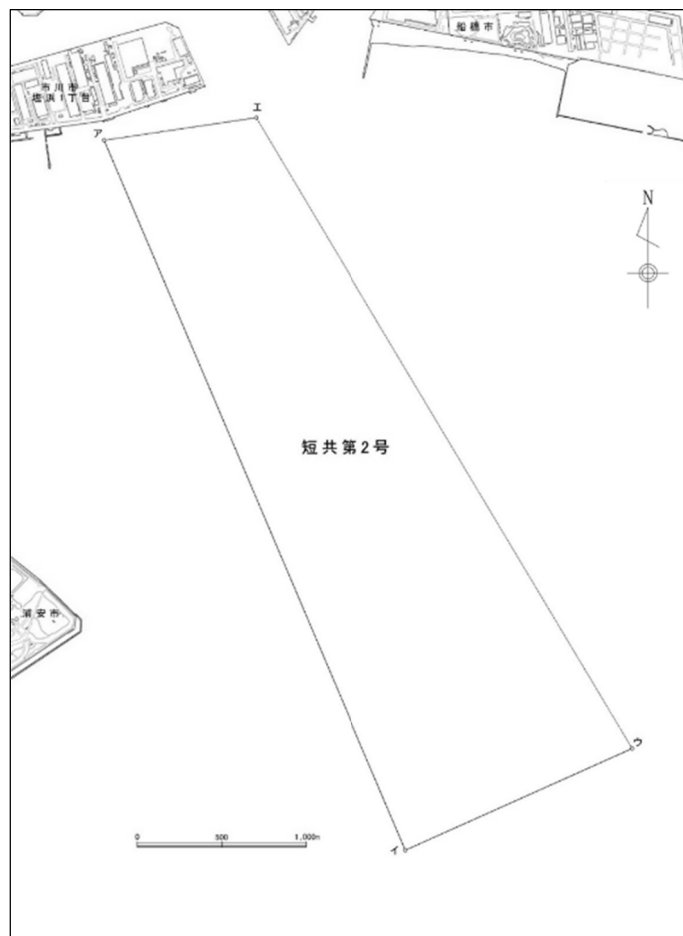
7 関係地区 市川市

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

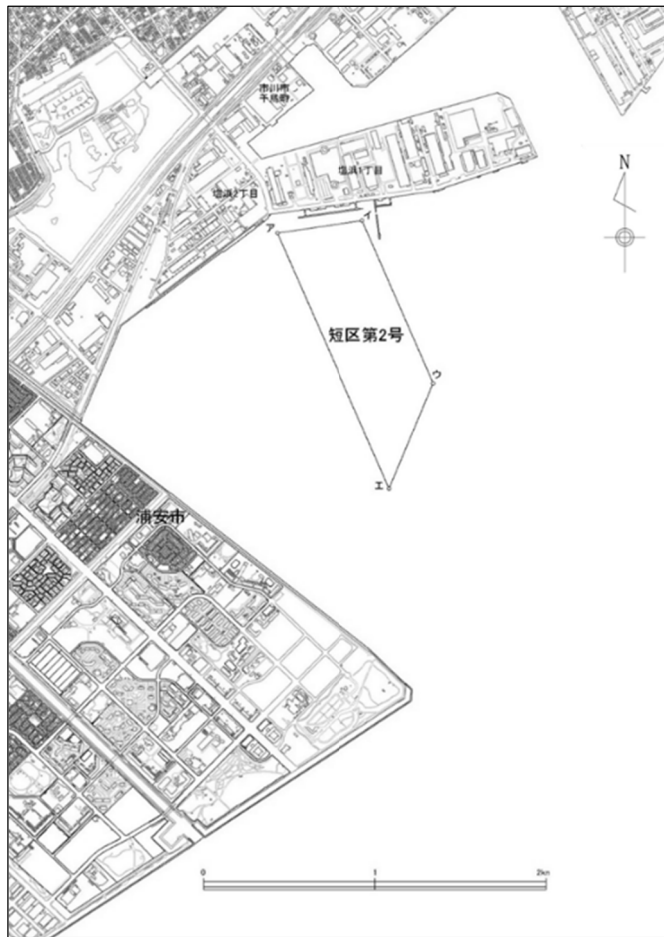
5 存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで



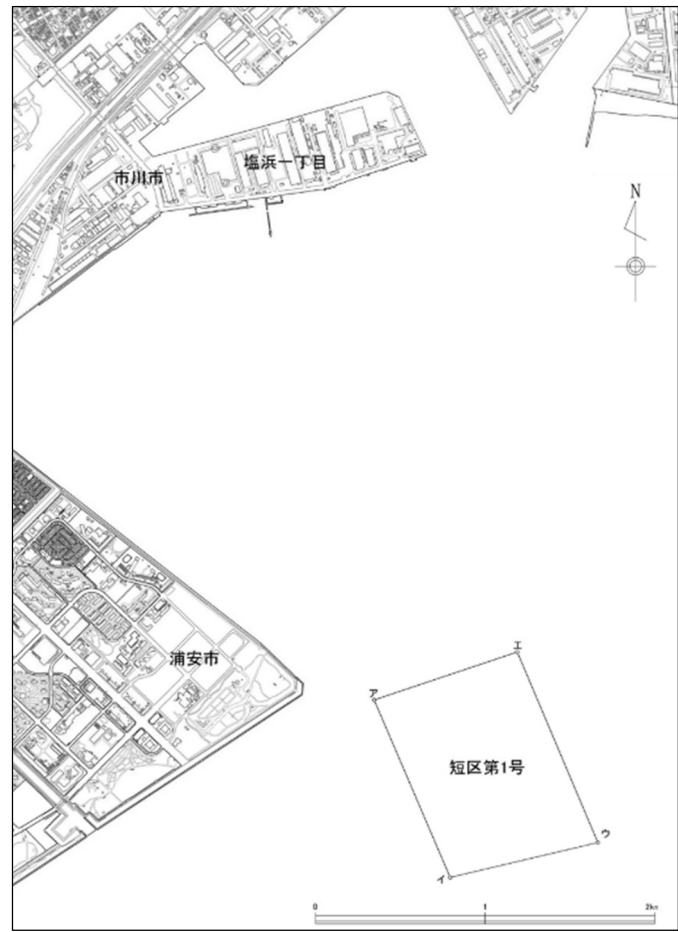
3 短共第三号



2 短共第二号



5 短区第二号



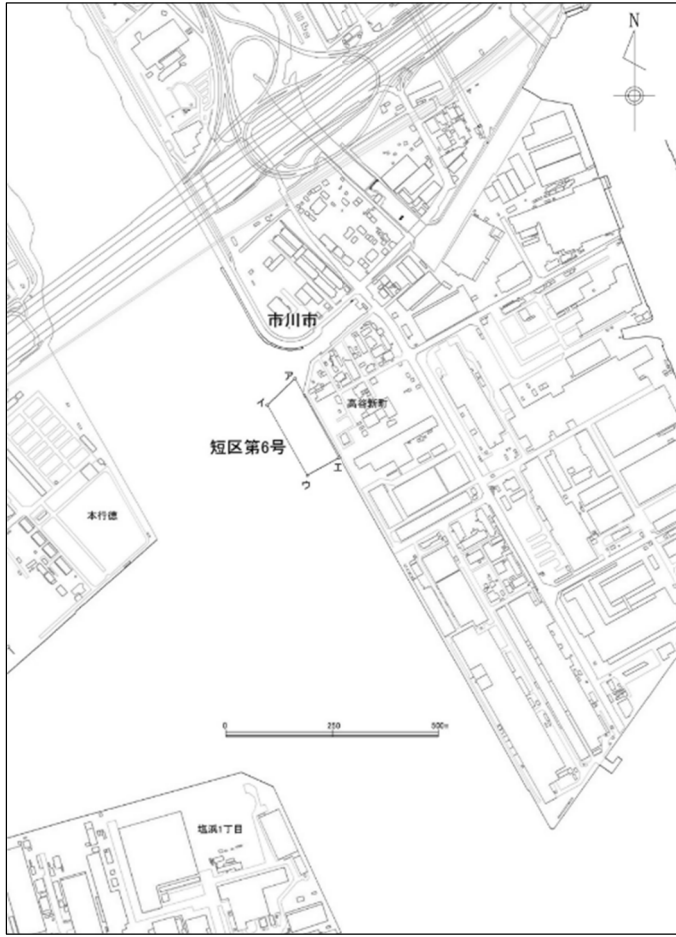
4 短区第一号



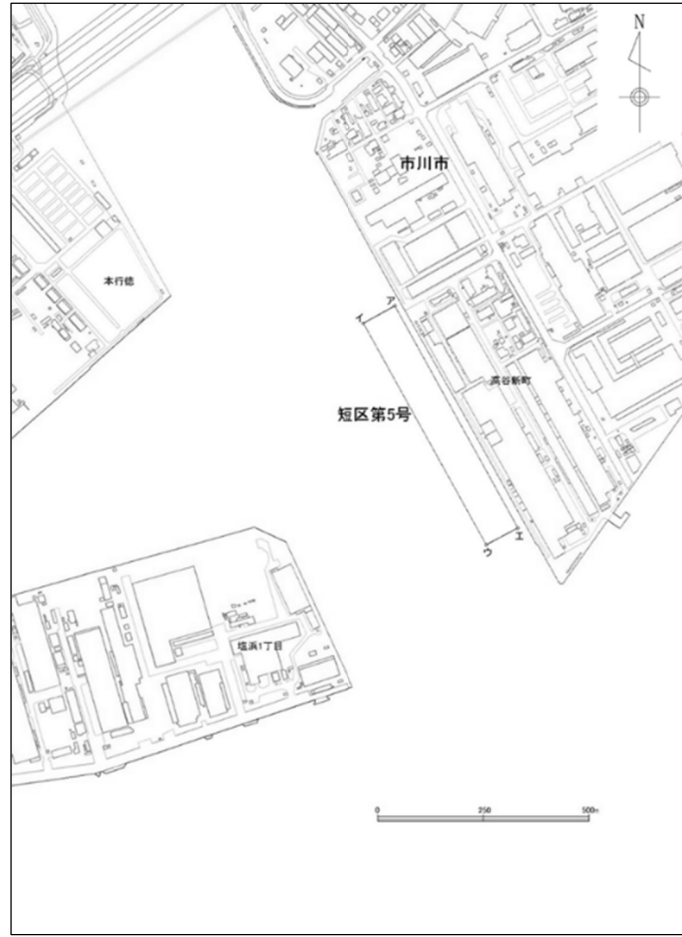
7 短区第四号



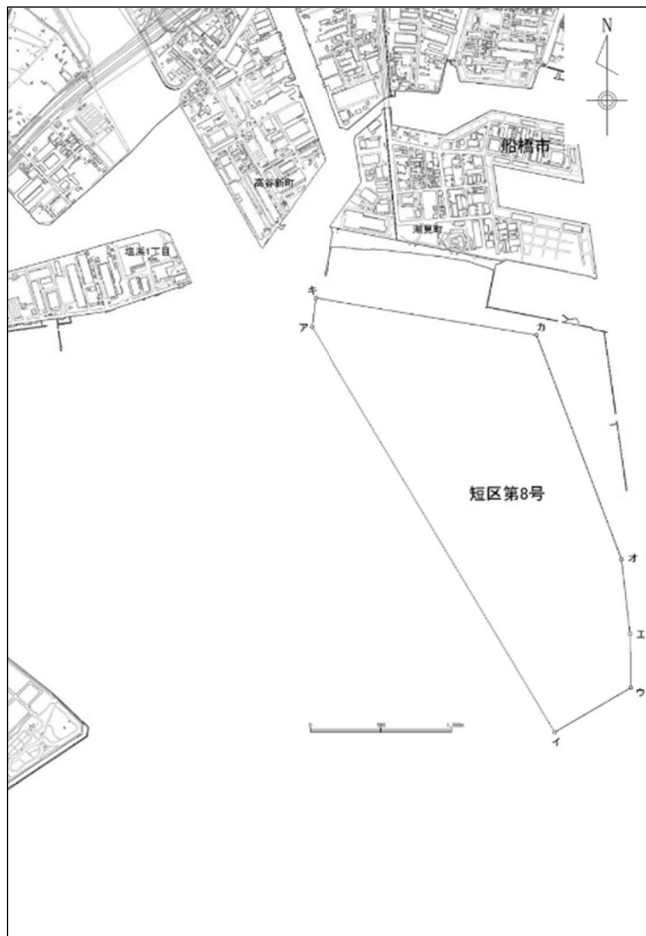
6 短区第三号



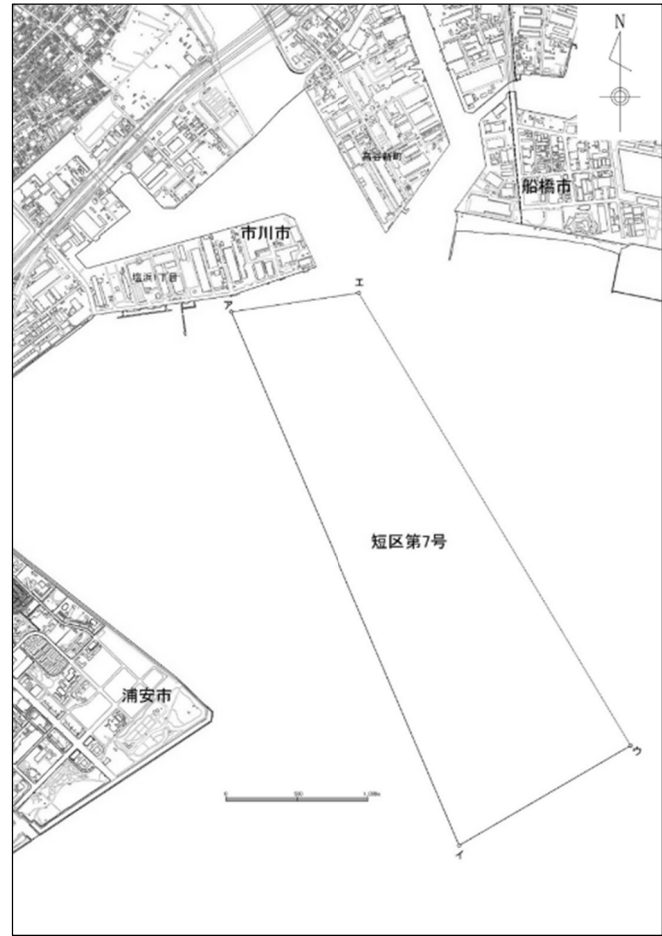
9 短区第六号



8 短区第五号

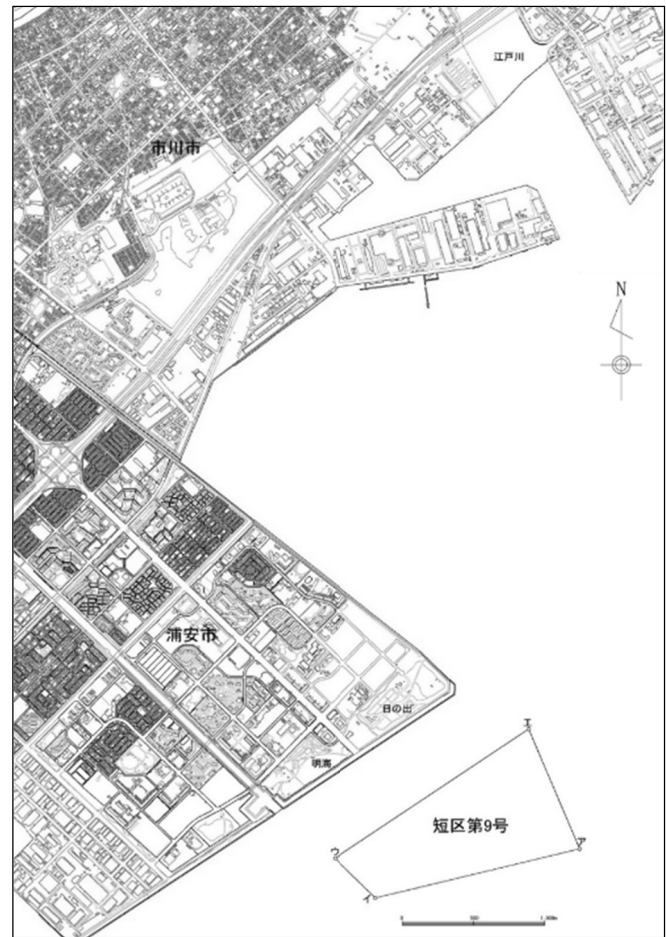


11 短区第八号



10 短区第七号

12 短区第九号



備考 1から12までの漁場図は、国土地理院発行二万五千分の一地形図を加工して作成した。

第三 漁業の免許予定日

短共第一号から短共第三号までに係る漁業にあつては令和四年九月一日、短区第一号から短区第九号までに係る漁業にあつては同年八月二十日

第四 漁業の免許の申請期間

令和四年六月一日から七月一日まで

購読料 本号 一部 二四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号
購読申込先

千葉県 〇四三(二二三)二六五八